

長野県環境審議会議事録

日 時：令和5年3月17日（金）

午前9時30分～午前11時25分まで

場 所：長野県庁本館棟 特別会議室

出席委員

伊藤祐三委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、太田信子委員、
大和田順子委員、加々美貴代委員、小林泰委員、手塚優子委員、林和弘委員、
宮原則子委員、村上和久特別委員代理、山崎敬嗣特別委員

以上 13 名

長野県環境審議会議事録 (令和4年度第6回)

日時 令和5年3月17日(金)
午前9時30分～午前11時25分
場所 長野県庁本館棟 特別会議室

司会	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第6回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課企画幹兼課長補佐の神津です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の開催に当たりましては、12名の委員の皆様は、ネット回線を通じてのご参加となっております。</p> <p>始めに委員の出席の状況を御報告いたします。本日も都合によりまして、新芝委員、下平委員、福江委員、宮下委員、酒向特別委員の5名からご欠席のご連絡をいただいております。また、八尾特別委員が参加の予定ですが、まだウェブのほうで確認しているところがございます。</p> <p>これによりまして本日の審議会は、委員数19名に対しまして、現在のところ13名で過半数の出席を満たしていることとなります。長野県環境基本条例第30条第2項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは開会に当たりまして、猿田環境部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>皆さん、おはようございます。本日は令和4年度第6回となります。長野県環境審議会にご多用の中ご出席をいただき、大変ありがとうございます。</p> <p>皆様には、平素より長野県の環境行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>最初に長野県行政をめぐる最近の状況についてご報告いたします。先週閉会いたしました長野県議会2月定例会におきましては、2023年度から2027年度の5か年の県政運営の指針となります次期の長野県総合5か年計画が議決されました。</p> <p>今回の5か年計画では、今時代が転換期にあることを意識しまして、「新時代創造プロジェクト」と名づけた、社会システムの転換、あるいは実行スピードの加速化を必要とする五つの分野の施策を取り上げたところがございます。もちろんその一つといたしましては、ゼロカーボンの関係として、「ゼロカーボン加速化プロジェクト」というものを盛り込んだところがございます。</p>

同じくこの2月定例会におきましては、来年度の当初予算が可決成立いたしております。後ほど担当の課室長から、環境部及び林務部の当初予算の概要につきましてご説明いたしますけれど、今回の予算では、ゼロカーボンなど、次期総合5か年計画を踏まえた各種重点分野への配分を厚くした予算編成となったところでございます。

さて、本日の審議事項でございます。

始めに第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定について御審議をいただきます。11月の審議会での中間報告後、パブリックコメントを実施いたしまして、特定鳥獣保護管理検討委員会と専門部会による議論を経て答申案が示されているものでございます。

本日は上原貴夫座長に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

また2点目といたしましては、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について、いわゆる野立て太陽光発電施設の設置に関する広域的なルールを定めるものでございますが、これを諮問させていただきます。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

本日の審議会では、新型コロナウイルス感染防止を図るため、幹事及び事務局につきましては、適宜入退室しておりますので、あらかじめご了承ください。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、次第、出欠名簿、会場図、諮問文の写し、会議事項の資料1から資料5、環境白書の別冊となっております。資料について、何かご不明な点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これから審議に移ります。

議長につきましては、環境基本条例第30条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

会長、どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速審議に移りたいと思います。

1件目は、審議事項アの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定について」でございます。

11月の第4回審議会での中間報告、またパブリックコメントの実施、特定鳥獣保護管理検討委員会での議論を経て答申案が示されているものでございます。

まずは、特定鳥獣保護管理検討委員会の上原座長からご説明をいただき、その後幹事から説明いただくことにしたいと思います。それではお願いいたします。

上原座長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

特定鳥獣保護管理検討委員会座長を務めさせていただいております上原貴夫でございます。

本日ですけれども、本審議会からかねがね付託を受けておりました第二種特定鳥獣管理計画、この場合は第4期のイノシシ管理でございます。その策定について、検討の経過を報告いたします。

まず、資料1-1をお願いいたします。

これまでの検討経過を記載しております。昨年5月の審議会への諮問から、今回の審議会までの間に、特定鳥獣保護管理検討委員会を昨年11月と今年3月の2回、それから専門的な検討を行うイノシシ専門部会、これを3回行いました。計5回開催してきたところでございます。

各会議の出席者、検討内容につきましては、資料1-1に記載のとおりでございます。

私どもは、前回計画までの取組の検証、県が計画策定に当たり採用するデータの評価、第4期計画における管理目標の設定内容、それから新たに加わった家畜伝染病であります豚熱への対策などについて、各分野の専門の立場から意見を申し上げてきたところでございます。

本日、お手元に提出させていただいております計画案につきましては、本環境審議会検討委員会の意見が反映されているほか、市町村、関係する国機関、それから隣接県の意見、これらを必要に応じて取り入れた内容となっていると、このように判断しております。

その中の主な検討内容としましては、まず前期計画である第3期計画に基づき対策を実施したその結果、県内のイノシシによる農林業被害は減少は続けているものの、依然として多くの農林業被害が発生していること、生息分布の拡大に被害対策が追いつかず、被害が増加している地域が見られること、このようなことから、引き続き、緩衝帯整備等の生息環境対策や、侵入防止柵の設置による被害防止、これらを中心とした対策が必要と評価しております。

これらの状況を受けまして、第4期計画では、目的や基本方針、これらは第3期計画の内容を踏襲し、引き続き、集落ぐるみの総合

的な対策によるイノシシと人との緊張感あるすみ分けの実現を図っていく計画といたしました。

また、生息環境対策や被害防除対策は、県内の多くの集落で実施されてきておりまして、その効果も認められているところではございます。

しかしながら、その対策を実施する上で、費用や担い手不足、これらが課題になっている地域が多く見られます。維持管理不足により対策の効果が十分発揮されていない、こういった地域もありますので、今回の計画では、維持管理の重要性について、より具体的な記載をいたしました。

さらに昨今の情勢にもなりますが、令和元年度に県内で初めて発生した豚熱について記載いたしました。県内では豚熱に感染したイノシシは減少しているものの、国内では拡大しておりまして、再度県内にウイルスが侵入してくる可能性があります。

豚熱ウイルスは、これまでの事例から、イノシシが運ぶだけでなく、人の靴や車両、これらに付着し、ウイルスが広がった可能性、このようなことも報告されていますので、豚熱ウイルスを拡散させないために、森林内に入る多くの関係者のご協力、それから連携が必要である、こういったことを記載いたしました。

なお、県民からの意見募集は12月末から1月にかけて1か月間実施しましたが、ご意見はございませんでした。

こういった内容を踏まえまして、本日第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の答申案を提出させていただくものでございます。

以上簡単ではございますが、特定鳥獣保護管理検討委員会からの報告とさせていただきます。

引き続き関係課から説明をいただきます。

梅崎会長

引き続き、幹事からの説明をお願いいたします。

小澤 鳥獣対策室長

林務部鳥獣対策室の小澤でございます。

第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）につきましてご説明を申し上げます。

検討経過につきましては、ただいま上原座長から報告いただいたとおりでございます。

私のほうからは、資料1-3になりますが、計画案本文について説明をさせていただきたいと思っております。なお、中間報告の際にご提出いたしました計画の素案からの変更のあった点のうち、主なものについて説明をいたします。

まず、1ページ目をご覧ください。

11月の環境審議会での中間報告の際にご意見をいただきました

令和元年度以降に県内で発生した家畜伝染病であります豚熱の影響について、この1番の終わりのほうでございますが、説明を加えてあります。終わりのほうの段落ですけれども、記載のとおり、豚熱の終息に向けては、多くの県民、観光客、関係機関等の一層の協力・連携が必要でありますので、イノシシによる養豚場への豚熱ウイルス拡散防止を目的としまして、山林に入る登山客や観光客等に対して靴や車の泥を山で落とす対応や、捕獲者に対してイノシシの食肉の流通の自粛等の対策を依頼していることなどを記載をさせていただきます。

次に5ページをご覧ください。

7番の(1)「管理体制と集落ぐるみの総合的な対策」ですけれども、この段落は令和3年度に県が行いました集落単位のアンケート結果から、対策の取組状況とその評価を記載したものであります。前回の環境審議会の中間報告の際にアンケートの結果が資料編に記載した地図だけでありましたので、考察がしにくい、数値で表すことが必要とのご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、資料編のほうにアンケート結果の集計数値を加えまして、本文にはその数値を具体的に記載させていただきます。本文のほうはご覧いただいているとおりでございますけれども、資料編におきまして、そちらを見ていただきたいと思っております。

資料の1-4の資料編、お手数ですがまずそちらを見ていただきたいと思っております。こちら飛びますけれども34ページ以降、この図の後のほうにあります一覧表が、その先ほどのアンケート結果を数値化したものでございます。

すみません、また本文に戻っていただきまして、本文6ページをご覧ください。と思っております。

(2)のアの「緩衝帯整備の効果が認められている」ことに関する段落につきましても、先ほどの御説明のとおり、こちらにも具体的な数字、アンケート結果の数値を記載させていただきます。

続きまして、次の7ページをご覧ください。(3)被害防除対策の段落です。関係機関に意見を伺ったところ、イノシシの農林業被害額は11年連続で被害が減少しているとの記載について、アンケートでは、被害が増加している集落も見られるため、そのあたりも考慮した記載が必要だというご意見をいただいております。

このため、こちらの5行目からになりますけれども、「また、生息分布の拡大に被害対策が追いつかず、被害が増加している地域も見られる」と記載をさせていただきました。

次に8ページをご覧ください。アとイの段落につきましても、先ほどと同様、アンケートの具体的な数値を記載させていただきます。

おります。

同じこのページの真ん中ぐらい、ウ「維持管理しやすいルートを見据えた侵入防止柵の設置が重要」という段落ですけれども、中間報告の際に集落の人口減少や高齢化によって集落柵の維持管理が困難になっている地域が見られるため、維持管理体制の予算の拡充であるとかJAや民間との連携が必要ではないかとのご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、この段落に、アンケートの結果によります集落柵の維持管理に関する課題について最も多かった回答が担い手不足であること、次いで、保守点検費用の確保であるということに記載し、さらに飛んで、17 ページですけれども、侵入防止柵の維持管理に関する具体的な取組といたしまして、侵入防止柵の維持管理に当たり、集落の人手が不足する場合は、隣接の地域や地域住民等を含めた幅広い協力体制を検討すると、対策の部分についても記載をさせていただいております。

また戻っていただくこととなりますけれども、11 ページをご覧くださいと思います。(6)「人身被害の状況について」でございます。これまでの被害件数の増減に関して説明が不足しているとの御意見をいただきましたので、1 行目、2 行目となりますけれども、県内のイノシシによる人身被害件数は、平成 21 年度以降では毎年 0 から 2 件の被害が発生しているということ、続いて近年は被害件数に大きな変化は見られないものの、イノシシが市街地や集落等に出没し、かみつかれたり、突進されたりしてけがをするという人身事故が発生していることを記載をいたしました。

続きまして 16 ページをご覧ください。中間報告の際に、農地だけではなくて、廃屋の庭木の放置された果樹等の果実の処理も必要との御意見をいただいております。この御意見を踏まえまして、この一番下の行になりますが、「誘因物の除去」の段落のところで、「廃屋等の庭木を含む放置果樹についても、可能な限り伐採を進める」ということを記載をしました。

以上が計画案の説明となります。

なお、資料 1－2 は概要版を、先ほど一部見ていただきましたけれども、資料 1－4 については資料編についてご覧いただきまして、また別途確認をしていただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

打越委員どうぞ。

打越委員

御説明ありがとうございました。もうリクエストではなくて、すごく良い計画になったなあということをお伝えしたいと思います。

それは、まず3点あります。

一つ目は、やはり前文がとても良いと思いました。これは11月の原案の時点、素案の時点が出ていた文章ですけれども、人とイノシシの関係について、古くからの歴史、それから現代社会における様々な農作物被害に触れて、そして今回加わったのが、豚熱に関して多方面での普及啓発が必要で、観光客等への普及啓発も必要というような内容も入った、要は昔の歴史、これまでの農作物被害、そして現在の最新の課題というのが3点入っていて、令和5年3月時点で策定する計画の前文として非常にふさわしいものになったのではないかなと、後から見てもこの前文だけ読めば、長野県の方針が分かる前文になっていると感じました。それが1点目です。

それから2点目は、策定の経緯をまとめてくださった上原先生が説明してくださった書類を見ながら、特定鳥獣保護管理検討委員会であるとか、イノシシ部会であるとかで、専門家の先生から出された議論を本当にしっかり計画書に盛り込んでいくプロセスがよく分かりまして、例えば錯誤捕獲についても、その錯誤捕獲の問題というだけだったところから、くくりわなについてかなり詳細な、わなの設置の時期のことであるとか規制の在り方について、途中で入ってきて、さらにくくりわなの問題だけでは駄目なのだと、錯誤捕獲がかかったときに、いかにその早く放獣することが大事だという体制をつくらなければいけないということが書かれていて、さらに箱わなの中に居座ったクマに対してどうするかというのが、もう3月のぎりぎりまで、錯誤捕獲問題について一つ一つ委員の意見をまた計画書に反映するというプロセスが明らかになっていると思います。これも、非常にいい過程のプロセスだったのではないかな。数字だけ変えて、いつもどおり同じようにルーチンで計画策定ではないというのがすごくよく分かってよかったと思います。

その上で、最後に本文の錯誤捕獲に関する文章を読んだときの印象ですけれども、ここに書かれていることを本当に実践していく、その気持ちを持っていただきたいと思いました。

これはイノシシの特定計画ですけれども、錯誤捕獲に関しては、いかにしてクマを適切に保護管理するかということに触れているのだと思うのです。そのクマの錯誤捕獲というのがどれだけ生物にとって残酷な仕打ちをしているのかということを見据えて、ここに書いてあるとおり、例えば、クマが出没する時期にクマが出没するエリアに、くくりわなをなるべく例えば設置しないようにあえて配慮するとか、対策をするためにスタッフをきちん

	<p>と派遣できるようにするとか、またそのために過酷な負担を背負ってらっしゃる全県にいるクマ対策員さんたちの負担にもきちんと配慮して、かつ錯誤捕獲はとても残酷なことなのだということをちゃんと県民に理解してもらおう。クマが怖いから人身事故を起こすからイノシシのくくりわなでも仕方ないのではないのという論調で済ませないで、どれだけそのくくりわなの錯誤捕獲が残酷だということを県民に知らせていく、それを長野県の林務部がしっかり意識を持って行ってほしいなど、そのように思いました。</p> <p>私からは以上です。</p>
梅崎会長	<p>何かご回答ございますでしょうか。</p>
小澤鳥獣対策室長	<p>ありがとうございました。最後の特に錯誤捕獲の問題につきましては、我々としても非常に鳥獣対策の中でも重要な課題と認識をしております。そもそも錯誤捕獲が起きないようにすることが非常に大事だと思っておりますので、今後その辺のところをしっかりと取り組んでいこうと思っております。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>ほかに御意見御質問等ございますでしょうか。 太田委員、どうぞ。</p>
太田委員	<p>打越先生と同じでよくまとめられているなと思いました。</p> <p>何点か質問ですけれども、資料1-2の2ページの「狩猟者の確保・育成」のところで、狩猟者の確保をしなければいけないとあるのですけれども、それと同時に、確保して、獲って、それを料理することをやはりやってほしいなとすごく思います。ただ獲るだけではなくて、長野県らしい料理の仕方というのをみんなに広げていくと、それだけまた食べるということにつながって、SDGsにもつながると思うのです、ですので、ぜひそちらのほうにも予算を組んでほしいなと思えます。</p> <p>それから7番の豚熱対策、2点目ですけれども、靴の泥を山で落とすとか、車のタイヤを洗浄するとかという周知をしていく必要があるということですが、どういうふうに周知をしていくのか。例えば今キャンプがすごくはやっていますけれども、そのキャンプの人たちがそういうことをどれだけ知ることができるか、その周知をするための何かポスターなりそういうものがあつたほうがいいのではないかなと思いました。</p> <p>そうでないと、ただ山に入るのは勝手というか、自由だという考え方で入る方がすごく多いので、そこをちょっと考えていただきたいなと思いました。</p>

	<p>それから3ページ目ですけれども、4番の錯誤捕獲の防止で、これは放獣するために体制を整備するということですが、来年度の体制は何人ぐらい獣医さんがいるのか、獣医が増えるのかというのを知りたいと思ひまして、教えていただきたいです。</p> <p>もう一点、例えば目撃をした場合にどこに電話をしたらいいのかというの、村民とか市民とか、全然知らない人たちのほうが多いです。ですので、かなり数値的に減っているということですが、電話をする人がいない、教える人がいないだけのことで、私たちの地元のところでは増えていますし、それを県民に知らせる、見かけたら電話をしてくださいというような、その電話番号を書くようなポスターとかそういうのも必要なのではないかなと思ひました。以上です。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。 御回答お願いします。</p>
小澤鳥獣対策室長	<p>ありがとうございました。1点目のジビエ利用という部分につきましては、我々としても、進めていかなければいけないというふうに認識しております。</p> <p>特にシカの問題がございますので、シカの捕獲を持続的にやっていくためにはジビエ利用というのが非常に欠かせないのではないかと考えておりますので、担当しております営業局とも連携をいたしまして、ジビエの需要拡大であるとか、消費拡大、販路拡大というところについても、一緒にいろいろ取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>あと豚熱対策の周知につきましては、ホームページで載せている以外にチラシなどを作成をしまして、関係機関、国であるとか、市町村であるとかと連携をしまして、配付をするというような方法もいろいろ考えているところでございます。</p>
太田委員	<p>放獣につきましては、例えばですけれども、クマの錯誤捕獲の場合につきましては、長野県内に配置をさせていただいておりますクマ対策員のほうにお願いをいたしまして、放獣作業等をやっていただくというような体制を取っているところでございまして、クマ対策員については、現在、県内11名ございますので、そういった方々の御協力を得て、そういった作業をしていきたいと思ひています。</p> <p>最後のところですが、これは錯誤捕獲の目撃・発見という意味でよろしいでしょうか。</p> <p>錯誤捕獲の発見・目的ではなくて、例えば畑を荒らしているよとか、ここにたくさんいたよというようなお知らせというか、発見し</p>

小澤鳥獣対策室長	<p>たよというので数値が分かってくると思うのですが、でも発見しても、見ても誰も電話をしていないというのは結構現実にありますので、そのことを教えていただきたい。</p> <p>その辺の情報収集につきましては、一義的には各集落の方から市町村に上がってくるというような流れを想定しているところでございますけれども、そもそもそういう報告をされないとどうしようもないということですので、各集落に対してそういった被害対策、集落ぐるみでやっていくということの重要性等を御理解いただきまして、そういった報告もしっかりと協力してやっていただくという流れをつくっていただければいいかなと思っております。</p>
梅崎会長	<p>太田委員、今のご意見は、ご要望、ご確認ということでよろしいですか。</p>
太田委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>それでは、ほかにご意見等ございますでしょうか。</p> <p>ほかにご意見、ご発言がないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>皆様から幾つかご意見いただきましたが、特に原案に対する修正後のご意見はございませんでしたので、原案のとおり答申させていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
新納ゼロカーボン推進室長	<p>異議がございませんので、それでは本件につきましては、そのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>次に審議事項イ「地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定について」の諮問でございます。</p> <p>本件は、地上設置の太陽光発電について、地域と調和した適正な設置の推進に関する条例の制定に当たり、審議会に意見を聞かれているものです。</p> <p>それでは、幹事から御説明お願いいたします。</p> <p>ゼロカーボン室長の新納でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>地域と調和した再生可能エネルギーの事業の推進に向けました条例の制定について御説明させていただければと思います。</p> <p>資料の2をご覧ください。</p> <p>「1 趣旨」のところからご説明をさせていただければと思います。</p>

ます。私どもゼロカーボン戦略で掲げている 2050 ゼロカーボンの達成に向けまして、特に本県が高いポテンシャルを有する太陽光発電の拡大を中心に生産の拡大に取り組んでいるというところがございます。

一方で、地上設置型の太陽光発電事業につきましては、防災面、また環境、景観面等への懸念から地域の課題となっていると聞いた事例もこれまで多くございました。そうした中で適正な普及を図る観点から、一定のルール化が必要であると考えております。

こうした中で本県では、平成 28 年度に太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルを策定しまして、この下、市町村における条例制定を促進してきたというところがございます。

一方で、市町村ごとで内容が多様でございます。また条例を有しない市町村もあるというのが現実でございます。加えまして、これまで固定価格買取制度、いわゆる FIT の制度による電力買取、こちらが多く進んできたところがございますが、この FIT 制度による電力買取は、法令遵守を前提とした制度でございます。

これが市町村条例の実効性を担保してきたという側面が一定程度あるという中で、今後は FIT 制度によらない事業の拡大というの見込まれているところがございます。そうした状況にも対応のできる実効性のあるルールが必要であると認識をしております。

こうした理由から、市町村条例と相互に補完する形で、県が広域的に条例を制定し、地域と調和した適正な地上設置型太陽光発電事業の推進を図りたいと考えているところがございます。

「2 検討体制」のところでございますが、この事案につきまして調査検討するため、本審議会に有識者や実務者の皆様から構成される専門委員会を設置する形で調査・検討を進めていきたいと考えております。

「3 検討内容」でございますが、以下のような視点で取り組んでいければと考えております。まず、前提としての対象事業をどう設定するか。これに当たっては、昨年 5 月にこちらの審議会でもご意見をいただきながら策定をさせていただきました、県の促進区域との関係も整理をしていきたいと考えております。

加えまして事業者に対して求めていくこととしまして、住民等への説明、安全の確保、環境や景観の保全、配慮、また法令遵守、そして適正な維持管理や廃棄等、こういった事柄についても検討が必要と考えております。

その他、本県においては市町村条例の策定が進んできているという状況もある中で、市町村条例との関係性、また市町村との役割分担、またそのほか実効性を担保するための手続や罰則といったところについても検討が必要であると考えているところがございます。

	<p>ます。</p> <p>4番の今後の予定でございますが、本日諮問をさせていただくところでございます。以降専門委員会を設置、調査、審議、そしてそれを重ねて、並行して市町村への説明、意見照会を実施いたしまして、また本審議会へも中間報告を経ましてパブリックコメントを実施し、夏頃に本審議会で答申をいただくということを考えております。</p> <p>そうしたスケジュールが滞りなく進んでいきますと、最速で9月の定例会を目途に条例案を県議会に提出できればと考えているというところでございます。</p> <p>説明以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの御説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。</p> <p>打越委員、どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。こうした条例に向けて準備をしていくというご説明だったと思うのですが、この資料2の中で、FIT制度、固定価格買取制度の云々というのがあって、でも今後はいろいろ変わってくると書いてあるところ、実は、私自身も勉強不足で、今年の11月ぐらいになって初めて知ったのですけれども、2022年、昨年4月からフィード・イン・プレミアム、FITではなくてFIP、その仕組みに特に大規模な再生可能エネルギーの事業所などに関しては、もう固定価格ではなくて、逆に、ただしプレミアムはつけていくという仕組みに移行していくという方向になってきていると思います。</p> <p>経済界においては、もうFIPという言葉が当たり前のように定着し始めていますので、その単語を少しでも早く、県議会議員であるとか、県内の事業者とかにも知らせていくためにも、その単語を盛り込んで、その説明も少し盛り込んだ趣旨にしておいたほうがいいのではないかと思います。もういまさらちょっと遅いのかもしれないのですけれども、今後その単語をしっかりと意味を説明していくほうがいいのではないかと思います。それぐらいです。</p>
梅崎会長	<p>ご回答お願いします。</p>
新納ゼロカーボン推進室長	<p>ありがとうございます。おっしゃるとおりFIT制度とFIP制度、FIPはFITの派生系といったところでもございまして、FIPのほうも、認定を受けて国からそのプレミアムをいただくという制度でございまして、FITと同様法令遵守が前提となるわけでございます。</p>

	<p>すが、いずれにしても、そういった FIT や FIP という国の施策に乗っからない形の事業展開というの、今後、いわば FIT と FIP で想定されるその基本価格といいますか、標準の価格というものがだんだん下がってきている中で、実はそこに依存しなくても事業が成り立つというモデルも徐々に出てきております。</p> <p>そういった形で FIT や FIP によらない事業の展開というのが今予想されるということ踏まえて、独自の実効性を持ったルールをつくりたいというのが本件の趣旨でございますので、おっしゃっていただいたとおり、FIP も単語とすると触れるべきところがあるかと思っております。</p> <p>本資料をとといいますか、今後また専門委員会で議論をしていく際には、そうした FIT や FIP といった国の制度によらないものというものもターゲットにしたものに対して、実行性のあるルールをつくっていくといったことをご説明をしていければと考えております。ありがとうございます。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。ちょっと趣旨を取り違えていましたけれども、よらないというところに力が入っているということよく理解できました。ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>次に、宮原委員どうぞ。</p>
宮原委員	<p>お願いいたします。繰り返しになってしまうかもしれないのですが、私の住んでいる地域でも発電事業者が建設途中でなくなってしまったという話を聞いたことがあります。また、ゼロカーボンに向けて先行地域づくりをしていこうということで、PPA 事業という言葉が最近多く聞かれるようになりました。こんな背景のある中で、できるだけ早く条例ができればいいなと思っております。以上です。</p>
梅崎会長	<p>これはよろしいですね。ほかに御意見等ございますでしょうか。私の方から一つ。「地域と調和した」というのが重要なポイントだと思います。環境、景観の保全ということで取り上げてありますけれども、具体的には信州の豊かな自然環境ですとか、森林の保全とか、それとの関連について何か少しお考えがありましたらお願いいたします。</p>
新納ゼロカーボン推進室長	<p>ここでも少し書かせていただきましたけれども、これまでの地域との課題事案の中では、防災への懸念に加えまして、今、会長に御指摘いただきましたとおり、特に景観面、長野県はやはり美しい自然・景色というものが非常に重要であると思っておりますので、そうい</p>

<p>梅崎会長</p>	<p>った観点での御懸念を持たれて、地域での課題事案になるといったものも多くございます。</p> <p>そういったことを踏まえて、今回条例制定をさせていただくわけですので、まさにそういった観点から検討の内容でも環境・景観の保全というところをポイントとして書かせていただきましたが、この部分についても何らかの条例の中で手当てを考えていくということが必要であると考えております。</p> <p>専門委員会の中でしっかり議論していただければと思いますけれども、CO2 の吸収源でもあります森林の保全ということも踏まえて、しっかりと議論していただければと思います。</p> <p>あともう一つ、法令遵守は当然のことですけれども、事業者等が変更された場合にそのトレーサビリティといいますか、そういうものの履歴が大事ではないかと思っておりますので、その辺の検討もよろしく願いいたします。</p> <p>引き続きまして、伊藤委員どうぞ。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>駒ヶ根市の伊藤でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>1点だけ、この再生可能エネルギーに向けた条例の制定ですが、太陽光発電は、今、乱開発の御指摘もございましたが、県の基本線として、そもそも太陽光発電は推進していかれるのか。</p> <p>長野県内の場合、風力は難しいでしょうし、洋上もございません。バイオマスはありますけれども、再生可能エネルギーということであれば、太陽光発電というのは、特に中南部、中南信では日照が豊富ですので、一つの有力な選択肢であろうと私は思っております。</p> <p>駒ヶ根市では、廃止になったゴルフ場の跡地に今メガソーラーができております。これはメガソーラーの業者がゴルフ場の跡地を管理しながら発電をしていくということで、ゴルフ場の荒廃も防ぐ、かつ太陽光発電が進むということで、山を切り開いてつくったわけではないので、ゴルフ場の跡地利用としては一つの方法かなと思って見ているのですが、一方で、切り開いて太陽光発電をするのはいかがなものかという当然御意見もございます。</p> <p>この辺の進め方について、県として太陽光発電を奨励していくのか、それとも一定程度制限をしていくのか、そうした方針について、ぜひ分かりやすい示し方をしていただければありがたいなど。今後これから議論されていくのでしようけれども、そういう中で方向性が分かるような形で、ぜひ進めていただきたいと思っております。お願いいたします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>

新納ゼロカーボン推進室長	<p>御指摘いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>県とすれば、そうした推進の姿勢というところ、県の考え方を明らかにするように議論を進めてまいりたいと思いますが、現時点の考えとして、こちらの資料のところにも書かせていただきましたとおり、やはり地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に向けた条例の制定ということでございまして、長野県は豊富な日射量のある太陽光は非常に重要な再エネ源であるということは変わらないとは考えておりますので、そうした考えの下、適正なものをどういうふうに定義づけていくかというところを議論を進めていければと考えております。以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>伊藤委員、よろしいでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>ぜひその辺を分かりやすく示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
梅崎会長	<p>ほかに御意見御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それではほかに発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましてはさらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会に報告していただいた上で再度審議いただくということにしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>異議ございませんでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>< 異議なし ></p> <p>異議ございませんので、それでは本件につきましてはそのように決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして報告事項に移ります。</p> <p>まず、報告事項のアの「長野県ゼロカーボン戦略の進捗状況について」でございます。幹事のほうから説明をお願いいたします。</p>
小林環境政策課長	<p>環境政策課長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「長野県ゼロカーボン戦略の進捗状況について」御説明申し上げます。</p> <p>資料3-1が概要版、資料3-2が本編となっておりますが、本日は概要版の3-1で御説明申し上げます。</p> <p>まず、長野県ゼロカーボン戦略につきましては、長野県地球温暖</p>

化対策条例第8条の規定による地球温暖化対策推進計画として、2021年6月に作成をいたしました。計画期間は2021年度から2030年度までの10年間の計画でございます。徹底的な省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策を三本柱として施策を展開しております。

長野県地球温暖化対策条例第9条第1項におきまして、当該計画に基づく施策について定期的に学識経験者による評価を受けなければならないと規定されておりました。本日は、ゼロカーボン戦略の1年目の令和3年度の取組について御報告させていただきます。

それでは、1の「2021年度の取組の概要」についてでございます。

一つ目の柱の「徹底的な省エネルギーの推進」につきましては、戦略では施策の方針としまして、運輸部門、家庭部門、産業・業務部のそれぞれのエネルギー効率を高めるとしております。

例えば運輸部門ですと、県庁の敷地内に県産再生可能エネルギー100%の電気を充電する急速充電設備の設置でありますとか、家庭部門ですと、環境に配慮された住宅の整備推進のため、信州健康エコ住宅助成金や環境配慮型住宅助成金による助成を行いました。

また産業・業務部門では、中小企業事業者の取組支援としまして、工業技術総合センターにおいて、県内製造業のエネルギー使用状況の見える化を行い、企業とともに改善方法等の検討を行いました。

二つ目の柱の「再生可能エネルギーの普及拡大」につきましては、地域主導型・協働型の再生可能エネルギーを促進するという方針に関しましては、自然エネルギー地域発電推進事業でありますとか、地域主導型自然エネルギー創出支援事業といった補助事業によりまして、市町村や民間事業者等が行う再エネ活用の発電事業や熱利用・熱供給事業を支援しました。

また、既存住宅エネルギー自立化補助金やグループパワーチョイスによりまして、屋根太陽光発電の設置を推進いたしました。

また、再生可能エネルギーと地域の調和を促進するという方針に関しましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定に向けた検討を開始しました。これにつきましては、2022年5月に県基準を策定したところでございます。

次のページに参りまして、三つ目の柱、「総合的な地球温暖化対策」についてでございます。

一つ目の〇の産業の関係では、県内製造業が行うゼロカーボン関連技術開発に対しまして、コーディネーターや補助金等により、

環境エネルギー分野のイノベーション創出に向けた取組を支援いたしました。

また四つ目の○でございます。森林の二酸化炭素吸収機能を高めるため間伐による森林整備を推進いたしました。

その下でございますが、農業関係でございます。農業関係試験場におきまして、例えば柿の皮を餌にして牛から出るメタンガス抑制効果の検証をするなど、地球温暖化緩和技術の開発を行いました。

その下、適応の関係でございます。信州気候変動適応センターにおいて、市町村の地域気候変動適応計画策定の支援を行いました。

また学びと連携に関しましては、信州環境カレッジの信州ゼロカーボン WEB 講座等によりまして、気候変動を学べる機会の提供を行ったり、フィンランドの教育機関と連携しまして、国際学生ゼロカーボン会議の開催などに取り組んだところでございます。

続きまして、2の「基本目標の進捗状況」について御説明いたします。基本目標は、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」としまして、基本目標の進捗状況は、2019年度を基準としまして、県内総生産、県内温室効果ガス総排出量、県内エネルギー消費量の相関図から評価することとしております。

その下のグラフでございますが、国と県の経済成長と温室効果ガス総排出量の比較ということでございまして、国と県の実質の総生産と温室効果ガス総排出量の推移の比較を示しております。

2019年度を見ていただきますと、これは実線が長野県ですが、実線の長野県のほうが点線の国より開きがより大きくなっておりまして、デカップリングの傾向が国と比較して優位に示されているという状況が見て取れます。

3ページご覧いただきたいと思っております。

続いて、3の「数値目標の進捗」について御説明いたします。実績値の算定には、これは国などの統計データを用いているため、項目ごとに最新実績の年度が異なっておりますので御注意をお願いしたいと思います。

まず(1)の温室効果ガス総排出量でございます。2019年度の県内の温室効果ガス総排出量は1,387万3,000トンでございまして、基準年度と比べまして18.3%減少いたしました。また、森林吸収量を差し引いた正味排出量は1,213万1,000トンでございまして、基準年と比べ21.9%減少しました。部門別では、各部門において減少傾向にあります。産業部門、業務部門における削減の寄与が大きくなっているという状況でございます。

次に4ページをご覧いただきたいと思っております。(2)の最終エネルギー消費量でございます。2019年度の最終エネルギー消費量は

	<p>16.5万テラジュールでございます、基準年度と比べて15%減少しました。</p> <p>部門別では、各部門において減少傾向にありますが、温室効果ガス総排出量と同様に産業部門及び業務部門における削減の寄与が大きくなっているという状況が見て取れます。</p> <p>続きまして、(3)の再生可能エネルギー生産量でございます。2021年度の再生可能エネルギー生産量は3.0万テラジュールでございます、基準年度と比べて33.6%増加いたしました。主に太陽光発電における増加の寄与が大きくなっているという状況でございます。</p> <p>最後に、(4)のエネルギー自給率でございます。①の最終エネルギー消費量で算出するエネルギー自給率につきましては、2019年度は最終エネルギー消費量の減少及び再生可能エネルギー生産量の増加によりまして、17.2%となりまして、前年度と比べて1.0ポイント上昇いたしました。</p> <p>なお、最終エネルギー消費量には電気消費量のほかに、化石燃料などの消費量も含んでおります。</p> <p>②の電気消費量で算出するエネルギー自給率につきましては、2019年度は57.9%でございます、前年度と比べて2.1ポイント上昇いたしました。</p> <p>私からの御報告は以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。</p> <p>まず、大和田委員どうぞ。</p>
大和田委員	<p>ありがとうございます。農業・林業の部門になるのですけれども、特に果樹ですね。リンゴとかブドウの剪定枝などを炭にしてCO2を固定化するという手法が各地で今研究や実践が進んでいて、御存じのように、山梨県などは4パーミルというものを導入して、年間何千トンのCO2を固定しているというようなことを公表されていますけれども、ここに固定化するとあるのですけれども、炭化して、炭にして、今バイオ炭というものです。これについてどうお考えで、どのように試算されているのかというのを、ぜひお聞かせいただきたいと思います。</p>
小林環境政策課長	<p>農業の関係の部分ですから農政部の方でやっていますので、ちょっと私のほうで責任を持った回答ができないのですが、今農政部におきましては、炭化させた果樹剪定枝の土壌還元による炭素貯留取組というのは、取組としては進めておるという状況でございますので、方法としてはそういうことも進めていくということ</p>

	<p>だろうと考えております。</p>
大和田委員	<p>結局、今何やっているかという燃してしまっているわけですね。剪定枝を燃してCO2を排出しているの、まず燃さない。そして固定化していくということで、どれぐらいのボリュームかというのが分からないので、事務局としてはどれぐらいのボリュームがあるのかということで、取るに足らない量なのか、あるいはやはり、とはいえやはり農業の中では果樹は長野県においても主流のものであると思いますので、ぜひご検討というか、把握をしていただければと思います。</p>
小林環境政策課長	<p>分かりました。それにつきましては、また農政部でも確認をしまして、別途御報告させていただきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、小林委員、どうぞ。</p>
小林委員	<p>分かりやすい資料だと資料3-2の9ページの水力発電のところをお願いしたいのですが、まず3点質問がありまして、1点目がキャラバン隊ということで、私が知らないの、教えていただきたいのですが、これは水利権の調整や資金調達の面も含めてアドバイスいただいているという形でしょうか。というのがまず1点目。 2点目は、実効性ということで農業用水のところ、令和3年度の3施設稼働と書いてあるのですが、収益的にペイできないと参入も持続性もないと思うので、これらの収益の状況がざっくり分かれば教えていただきたいのと、あとどれぐらいの範囲で電力を供給しているのか、戸数などが分かれば教えていただきたいと思います。 3点目が、ここは農業用水しか書かれていないのですが、一般の河川や工業用水等ではどれぐらいの進捗なのかというところを教えてください。以上です。</p>
梅崎会長	<p>ご回答お願いします。</p>
小林環境政策課長	<p>今、回答できる者がおらず、また別途お答えさせていただきます。</p>
梅崎会長	<p>小林委員、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
小林委員	<p>分かりました。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、宮原委員どうぞ。</p>

宮原委員

お願いいたします。まず私、この資料を見て思ったことですが、ゼロカーボンに向けていろいろな物事が非常にスピード感を持って進められている中で、今もう令和5年の3月も半ばに来ているという中で、令和3年度のものを出す、もちろんこれは成果として当然報告書は作成しなければいけないものだとは思いますが、令和4年度のものも、主だったものについては、ぜひ県はこんな取組をしている、やっているのだということを取り上げてもらえたらなと思いました。

と申しますのは、(1)の徹底的な省エネルギーの推進の中で、家庭部門のエネルギー効率を高めるところがございます。昨年の6月の臨時県議会で、県の省エネ家電購入応援キャンペーン、この予算が採択されまして、県の省エネ家電購入応援キャンペーンということでゼロカーボンにとっては非常に効果のある、もともと電気を食わないものに家電製品を買い換えることですごく大きな効果が得られる。これを昨年の8月から、まだ延長中ということですが、このような県としての画期的な取組だというふうに私は思っています、いろいろなところで、今、省エネ家電のキャンペーンやっていて、ものによっては8万円分のポイントがつくんだよということ、県民にとっても非常にお財布がありがたい、電気料が非常に上がっているという中で、とても利用すべき制度だなというふうに思っております。

ですので、こういった成果報告書の中に、きちっとしたものをというお考えの下に令和3年度の実証的にこういった成果報告となるのでしようけれども、令和4年度の主だったものについてもここに取り上げてもらわないと、いろいろなことがものすごいスピードで進んでいく中で、実績とかけ離れてしまうのではないかと私は勝手に懸念しております。

それからもう一点ありまして、これは報告書の細かいところに出てきているものですが、報告書の3ページのところで、県は、鉄道会社における新型車両更新への助成を行ったということで、2億円ほどしなの鉄道に新型の車両導入について補助しましたと書いてあるのですが、私は時々しなの鉄道を利用する中で、しなの鉄道というのはこれまで東海道線の車両とか、いつも首都圏で走っていたような電車を連れてきてと言ったらあれですが、この中で新しくなった。でも何で新しくなったのか、省エネ型の車両ということが全然見えてこないわけです。「あ、きれいな電車だな」というだけなのです。

こういったバスにしろ電車にしろ、走る広告塔的なものに、ぜひこれは省エネ型の車両と。私の想像でたぶん空調関係が非常にこれまでのものと違って優れているのだと思うのですが、こ

	<p>の車両は空調が従来のものよりも2倍も優れていますよというような、県の助成をいただいているということも併せてこの車両に書くことによって、私たち県民の目にも、省エネという言葉だけでも頭の中に入っていき、わざわざ新聞とかでPRするというよりも、実際に走っている、目の前に入ってくる電車に書いてあるだけでも、非常にミニ版ではありますけれども、環境教育も併せてできるのではないかと考えていまして、そういった形でPRを、県が行っているいろいろなことに対して、こういった機会を持って、ぜひ発表していただきたいと思います。以上です。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。 御回答よろしく申し上げます。</p>
小林環境政策課長	<p>ありがとうございます。今の1点目のご意見、ご質問でございまして、確かにどうしても数値的なものがありますので、令和3年の御報告はこの時期にはなってしまう。確かに取組につきましましては、令和4年度の主だった部分についても載せるということは、また今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、新型鉄道車両への切替えの件で、もっとうまくPRしていけばいいのではないかとのご意見でございますので、この辺につきましまして、企画振興部のほうでそういった担当していますが、私たちも協力して、そういう話を伝えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
宮原委員	<p>どうもありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、打越委員どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。今の宮原委員の令和3年度から4年度にかけての取組の概要というふうに、きっと見出しを変えてほしいというところではないかという御意見には賛同いたします。</p> <p>その上で、ちょっと小さなことですが、最近信濃毎日新聞を読んでいると、どこどこ高校で天井裏の断熱材を入れましたという、地元で高校でエネルギー効率を高めるための取組を高校生自身が作業してみたというのが結構記事になっています。学校の断熱、しかもそれを子供たちがやる。今後例えば中学校とか、あるいは小学校などでもやっていくというのもありなのではないかと思うのですが、それはこの取組の概要だとどの部分に入るのだろうと。運輸ではない、それから家庭ではないけれどもエネルギー効率を高めている。産業・業務部門というふうに学校を入れてしまう</p>

<p>小林環境政策課長</p>	<p>のもちよっと違うような気がする。でも、中学生や高校生が主体的に省エネに取り組んでいるということは、これが県の公式の文書や報告書に入っているということが、子供たちの関心を惹起し、また長野県への愛着を育てる、将来に向けてもっと頑張ろうよという大きな弾みになると思うので、取組のところに、学校自身で断熱を子供たちがやっているというのをどこかに入れておいてもいいのではないかと思ったところです。</p> <p>たしか最初は白馬高校からスタートしたものが、上田とかそっちでも見られるようになったかなと思っております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。今の DIY の断熱改修の関係でございますが、もしこの今の中に入れるとすると、3の総合的な地球温暖化対策かなという気はします。今年度は、これは教育委員会のほうの事業ということで、「生徒発気候突破プロジェクト」ということで、実は6校に参加していただきまして、上田、白馬、上田染谷高校、岩村田高校などに参加していただきまして、6校で生徒自らの DIY による断熱改修というのを行いました。</p> <p>これは教育委員会がやっていますので、考え方とすれば環境教育の部分がありますので、私たちも実は協力しながらやらせていただきました。今後は、こういった取組を私たちのほうから発信いたしまして、さらにそういったことをきっかけとして断熱の良さを発信して、断熱の文化をもっと広げていきたいと考えています。</p> <p>そうなってくると、また取組は省エネのほうに入ってくるかもしれないませんが、令和3年度、4年度の取組でありますと、環境教育という視点かなというふうに思ったところでございます。</p>
<p>打越委員</p>	<p>承知しました。ありがとうございます。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>続きまして、加々美委員どうぞ。</p>
<p>加々美委員</p>	<p>よろしく願いいたします。2ページの総合的なところになりますけれども、ゼロカーボンに向けては、やはり森林の二酸化炭素吸収源というところがすごく期待される場所ですけれども、森林の間伐をして二酸化炭素の吸収源を高めるという文言が至るところに出てくるわけですけれども、林業の現状としては、高齢化していたり、労働者不足というところがありますので、林業界だけに任せるのではなく、本当に二酸化炭素吸収源を森林に求めるのであれば、部局横断的に全体として森林がうまく機能できるように進めるようにしていただきたいと思っております。以上意見です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>続きまして、手塚委員どうぞ。</p>

手塚委員	<p>お願いいたします。1点お聞きしたいことがありまして、総合的な地球温暖化対策の中の気候変動に適応する拠点というところで、信州気候変動適応センターが随分いろいろな一般県民だとか学生教職員向けの講演を行っているという記述がありましたけれども、どんな方が講師としてやっていらっしゃるのかなというところと、それから何回くらいやったのかなというところを聞きたいと思います。</p>
小林環境政策課長	<p>信州気候変動適応センターは、関係します私たち環境政策課と、環境保全研究所のほうで設置をしています。飯綱に庁舎がありまして、そこがこの気候変動の担当しておりまして、講師につきましては、そちらのほうで行っているという状況でございます。いろいろやっている回数についてですが、取りあえず令和3年度は1回ということでございます。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご御意見、ご質問等ございますでしょうか。 それでは私のほうから二つだけ。一つは3-1の資料の(3)で、総合的地球温暖化対策ということで7項目を挙げてあるわけですけれども、先ほど審議事項イのところ「地域と調和した」という文言が出てきましたけれども、この七つの項目の並び順にもやはり信州らしさを意識して並び順を検討していただければ、信州らしさというのがより出てくるのではないかと思います。具体的には森林整備、農業生産、そういうものが最初の項目にあってもいいのかなと思います。まずその点が一つ目です。</p>
小林環境政策課長	<p>それについては、またご意見を参考とさせていただきまして、次年度以降検討していただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
梅崎会長	<p>もう一点は、3の数値目標のところの森林吸収量ですが、かなり年度で変動しているのですが、この算定の根拠ですとか、何かそういうことが分かっていたらご説明ください。</p>
小林環境政策課長	<p>なかなか難しいところですが、算定の根拠につきましては、私も県のほうでは、吸収量につきましては、林野庁から提供される森林吸収量の値を使用しているのですが、林野庁のほうでどうやっているかということですが、私も県のほうから提供する民有林のデータがあります。それと国が所有している国有林のデータがあるのですが、そこから森林吸収量を算出しているとお聞きしていただきまして、具体的には難しい話にはなるのですが、デ</p>

<p>梅崎会長</p>	<p>一タから、木の幹の体積を推計するという事です。その木の幹の体積に、いろいろな計数があるらしいのですが、その各種計数を掛けて、当該年度の二酸化炭素の蓄積量を算出するそうです。</p> <p>ですので、これは蓄積量ですので、そこから前年の蓄積量を差し引いたことによって当該年度の森林吸収量を算出しているとお聞きしています。</p> <p>かなり細かい計算をされているということをお聞きしましたけれども、1.43 ぐらいから2 ぐらいまでとかなり大きく変動していますし、収支については大きな数値ですので、もう一度精査していただいて、県独自ではできないのでしょうか、県の方針というの少し考えていただければと思います。</p> <p>ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。それではこの案件につきましては、以上幹事からの報告ということでご承知お願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、報告事項イの「長野県生活排水処理構想の策定について」でございます。幹事のほうからご説明お願いいたします。</p>
<p>小林生活排水課長</p>	<p>皆様、お疲れさまです。生活排水課長の小林と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、資料4 をお願ひいたします。「長野県生活排水処理構想の改定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>「1 改定の背景」でございますけれども、この生活排水処理構想というものは、生活排水施設、下水道ですとか、農業集落排水、浄化槽等ですけれども、これの効率的な建設や適切な管理運営、汚水処理事業を安定的に継続させるための経営計画等を定めるものでございまして、将来にわたって持続可能な生活排水対策を進めるための総合的なビジョンとして示しております。</p> <p>「2 構想の性格」としましては、この構想に基づく生活排水対策の取組を進めるためには、生活排水処理事業の課題ですとか、今後の対応方針を共通認識としまして、県内のあらゆる生活排水処理事業の事業主体が連携した取組を推進していく必要がありますので、県、市町村等が一体となって策定をしているものでございます。</p> <p>3の構想の概要でございますけれども、計画期間としましては、短期・中期・長期として、5年後、10年後、30年後の目標年度を設定しております。</p> <p>構成ですけれども、こちらに図がありますけれども、生活排水エリアマップ、バイオマス利活用プラン及び経営プランの3分野で構成されております県全体の構想及び市町村、流域下水道の構想</p>

を策定をしているものでございます。

今回の見直しの視点ですけれども、今の構想に基づきまして進めてきた取組の成果を検証、分析をしまして、今後の取組方針を定めて目標値を設定をしております。

また、国から策定を求められております污水处理事業運営に係る広域化・共同化計画を本構想の一部として位置づけております。

さらに、老朽施設の改築・更新や防災・減災対策、地球温暖化対策など、喫緊の課題への対応に取り組むこととしております。

改定のポイントとしましては、まず一つ目の持続可能な生活排水対策としまして、市町村内における農業集落排水や公共下水道の統合について、統合する施設数の目標値を定め、取組を促進をいたします。

また、人口減少に対応した効率的な処理方式への見直し、例えば集合処理から個別処理への転換も視野に入れるなど、持続可能な生活排水処理に向けた取組を促進してまいります。

二つ目として、県内10広域ごとに生活排水処理施設の統廃合や汚泥の広域的なバイオマス利活用プランを整理をしまして、広域化・共同化の推進に取り組んでまいります。

三つ目として、地球温暖化対策等の喫緊の課題に取り組むこととしております。

「4 今後のスケジュール」ですけれども、本構想は3月中の策定を予定をしておりますして、来年度4月以降スタートさせる予定としております。

2ページ以降ですけれども、この構想の骨子を整理した資料となっております。ただいまご説明をさせていただいた内容をより具体的に示したのとなっております。

代表的な目標値としまして、2の課題のところの表の右側の取組欄に四角で囲ってある部分になりますけれども、污水处理人口普及率、統廃合する処理施設数、汚泥の有効利用率など、構想の取組状況を自ら評価するための指標を設定をしまして進めていくこととしております。

今後も生活排水処理を将来にわたって安定的に持続させられるよう、住民の理解と協力を得ながら構想に基づく計画的な生活排水対策を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

大和田委員、どうぞ。

大和田委員

バイオマスに関してですけれども、下水汚泥の堆肥化というの

	<p>が、去年国のバイオマスの活用の基本計画が見直されたわけですが、この下水汚泥を堆肥化する、高度化する、そういったことが盛り込まれているかと思いますが、現在どれぐらい活用されていて、この有効活用とありますけれども、さらに堆肥化にはどのように取り組んでいかれるお考えなのかというのを、ぜひ教えていただければと思います。</p>
<p>小林生活排水課長</p>	<p>汚泥の堆肥化、利活用に関してですけれども、全国的には農地利用として約1割利用されているということですが、長野県におきましては約3割の農地利用がされております。</p> <p>具体的には、県が管理をしております流域下水道の処理場については、農地利用は今現在はされておらず、ほぼ全量をセメント等の建設資材の材料として再利用しております。</p> <p>この県内の3割というのは、ほぼ市町村が行っております公共下水道の処理場におきまして肥料化をしておりますけれども、長野県全体としましても、今、現在国からの指針が示されて今後取組を加速させていくという動きがありますので、国の動向を注視しながら、県としても利用可能な部分については積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。</p>
<p>大和田委員</p>	<p>堆肥の値段が上がっているわけですので、そういったことを、国の動向を注視しながらもさることながら、先取りをしながら、ゼロカーボンのように先取りしながら、こういった分野でも取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>小林生活排水課長</p>	<p>分かりました。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>今の御質問ですけれども、堆肥化ということが県のほうで事業化しているわけではないので、それについてもまた予算がかかるということですが、ちょっと御説明していただければと思います。</p>
<p>小林生活排水課長</p>	<p>堆肥化する方法もいろいろありまして、県が自ら堆肥化する施設を処理場内につくってやる方法と、民間が乗り込んできて、乗り込むなり、そっちへ渡して堆肥化をするという方法があるのですが、これも、現在流域下水道の処理場というのは、毎日かなり大量の汚泥が出まして、それを堆肥化するということは今までもちょっと考えというか、取り組もうとしている部分もあったのですが、なかなか堆肥化してそれをさらに使ってくれる農業者がいなくて、その流通経路の部分もありますし、いろいろ課題が</p>

	<p>あった中でまだ取組が進めていないという状況がありますけれども、現在国のほうで進めようとしておりますので、その部分も実際的に市場調査をして農業サイドも巻き込んだ中で取組を進めようとしておりますので、そこに乗っかるという話ではないですけれども、今おっしゃられたように先取りできる部分は、積極的に県として方針を検討したいというふうに考えております。</p>
梅崎会長	<p>大和田委員、今の御回答も含めてよろしいですか。</p>
大和田委員	<p>ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、打越委員どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。構想の内容ではなくて、この構想の制度的な立てつけが非常に個性的というか、いつも長野県で様々な計画とか構想とかビジョンとか、つくり変えなければいけない文書が少しインフレ化しているのではないかと、もう少し圧縮して文書の数を減らして、事務作業の負担を減らしてもいいのではないかと考えているところではあるのですが、これは、県と市町村、下水道であるとか、浄化槽であるとか、そういったものも全部含めてだとは思いますが、県と市町村が策定しているというのがすごく個性的で、またそれを国土交通省のほうからも、共同策定のような形でしていくべきだというふうに言われているものに位置づけるということで、変わった仕組みなのだという理解でいいのでしょうか。</p> <p>また、こんなふうに県と市町村が共同でつくるという仕組みがあるならば、例えば県でたくさんあふれかえっている文書なんかについても、そういう位置づけで、なるべく一本化しつつ、かつ市町村も巻き込んでというやり方ができるのかどうか。内容ではなくて、策定のプロセスというか、位置づけについて伺えたらと思いました。</p>
梅崎会長	<p>これは全体についての御質問でしょうけれども。</p>
猿田環境部長	<p>環境部長でございます。総論としてお答えすると、やはり県としても計画の数が多過ぎる、その策定に要する人的負担も大き過ぎるということで、例えば前回答申いただきました環境基本計画のように、生態系関係の長野県戦略を兼ねたり、またゼロカーボン戦略についてもいろいろな計画になるように、一緒に位置づけるとか、そういった工夫をさせていただいております。</p> <p>今回は生活排水処理というのが、県と市町村それぞれが所管す</p>

	<p>る下水道、さらに浄化槽の関係、それから市町村が所管する農業集落排水と、実は生活排水の処理はいろいろな選択肢があるので、単一の主体では策定しにくいという側面もあったものですから、前回からそうなのですが、県と市町村が同時に策定したという形を取らせていただいているという、やむを得ない事情もあるかなと。</p> <p>ただ御指摘のように、計画が氾濫しないように、できるだけ集約できるものはしていくというのは、私どもも今後取り組ませていただきたいと思っております。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。打越委員、よろしいですか。</p>
打越委員	<p>むしろ、だから県と市町村がこうやって共同策定しているという取組が面白いなと思いましたので、県の中で集約していくときに、この構想の立てつけを応用できるのであれば考えていけないかと思ったぐらいです。これで結構です。大丈夫です。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか、それでは、以上幹事からの報告ということでご承知願います。ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、報告事項のウ「令和5年度環境部及び林務部の当初予算の概要について」でございます。</p> <p>幹事のほうからご説明をお願いいたします。</p>
小林環境政策課長	<p>環境政策課長の小林でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは資料5-1をご覧いただきたいと思います。</p> <p>環境部の令和5年度当初予算の概要についてご説明いたします。</p> <p>まず、一般会計の総額は93億7,469万8,000円で、令和4年度当初予算と比べて21億3,708万5,000円の増加となっております。課ごとの内訳は、下の表に記載のとおりでございます。</p> <p>次に、流域下水道事業会計の総額は208億2,367万8,000円で、令和4年度当初予算と比べまして17億8,651万2,000円の増加となっております。増加した主な理由は、光熱水費の増加や千曲川流域下水道における焼却炉の改築等によるものでございます。</p> <p>次に、「2 予算案のポイント」でございます。次期総合5か年計画及び第5次長野県環境基本計画に基づき、SDGsの視点で脱炭素社会の構築や生物多様性、自然環境の保全と利用など環境政策を総合的かつ計画的に推進し、本県の豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、県民の豊かな暮らしの実現を図ります。</p> <p>また長野県ゼロカーボン戦略に基づき、県民一丸となった徹底</p>

的な省エネルギーや再生可能エネルギーの一層の普及拡大を推進いたします。

次ページをご覧くださいと思います。

次に施策体系についてでございます。まず一番左端に次期総合5か年計画の政策の柱を掲げまして、その右側に計画期間中に取り組む施策としまして、例えば地球環境を保全するなど、環境部に関連する項目として記載をしております。

そしてそれにぶら下がる施策としまして、持続可能な脱炭素社会の創出などを掲げまして、これらの施策に沿ってそれぞれ令和5年度の主要事業を記載しております。

このうち、主な事業につきまして次ページ以降に記載をしておりますので、そちらでご説明をいたします。

まず、事業番号3、エネルギー自立地域創出支援事業費でございます。エネルギー自立地域の創出を目指す市町村の再生可能エネルギー導入や省エネ等の取組を、「くらしふと信州」と連携して支援してまいります。

続きまして、事業番号4、信州の屋根ソーラー普及事業費でございます。既存住宅への太陽光発電設備や蓄電池を設置する経費の一部を補助してきておりますが、来年度は従来の蓄電池に加えまして、V2Hを補助対象に加えてまいります。このV2Hは、電気自動車の蓄電池を住宅に接続して、家庭用蓄電池のように活用する設備のことでございます。

続きまして、事業番号の5、地域参画型小水力発電導入推進事業費でございます。水力発電の普及を加速するため、県が地域と連携して、事業地の調整や合意形成などに取り組みまして、計画段階から案件形成の支援を行ってまいります。

少し飛びまして事業番号の10、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム事業費でございます。多様な主体が分野や世代を超えて連携し、行動する場である「くらしふと信州」の拠点の施設の管理でありますとか、ウェブサイト、サステナゼミ、ゼロカーボンミーティングなどを開催するなど、学びの機会を提供してまいります。

続きまして事業番号12、魅力ある自然公園づくり事業費でございます。御嶽山の国定公園指定に向けた準備を、地元市町村や岐阜県と連携して進めてまいります。

続きまして事業番号14番、諏訪湖環境研究センター（仮称）整備事業費でございます。水環境の調査研究の拠点として整備する諏訪湖環境研究センター設置に向けまして、改修工事や機器整備の費用を計上しているものでございます。

続きまして、事業番号15、“チャレンジ800”ごみ減量推進事業費でございます。第5期廃棄物処理計画に基づき、プラスチックごみ、食品ロス削減等の取組を推進するものでございます。環境部

梅崎会長	<p>からの説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきましては、情報提供ということでご承知おきをお願いいたします。</p> <p>引き続き、林務部の説明があるということでございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
小澤 鳥獣対策室長	<p>鳥獣対策室でございます。続きまして林務部予算のうち、鳥獣対策室に関わる予算につきましてご説明申し上げます。</p> <p>資料5-2をご覧くださいと思います。</p> <p>今見ていただいているのが1枚ものでございますけれども、鳥獣対策室の予算全体を表したものでございます。総額で4億7,644万円、令和4年度当初予算に比べまして6,297万8,000円の増額となっております。</p> <p>内訳について見ていきますけれども、上から順番に、捕獲者を育てるための取組といたしまして、狩猟免許事務のほか、射撃場の整備、あるいは訓練講習の実施などを行います。</p> <p>その下、鳥獣を保護・管理する取組といたしまして、この審議会でもご審議いただいておりますけれども、鳥獣保護区の関係でありますとか、保護管理計画の策定などを行ってまいります。なお、来年度管理計画につきましては、ニホンザルを予定をしております。</p> <p>次に、鳥獣被害を防ぐ取組としまして、これが最も当室の中で一番予算規模の大きい部分でございますけれども、捕獲を主といたしまして、地域で行う被害対策を支援してまいります。</p> <p>特にシカに対する調査、捕獲につきましては力を入れて推進していく予定でございます。丸に新と書いてありますが、新規事業といたしまして広域捕獲活動支援事業、これは群馬県と連携して行う県境付近を中心として行いますシカの調査、捕獲についてでございます。</p> <p>その下、ジビエの安定供給のための取組といたしまして、主には食肉処理施設への指導でありますとか支援など、ジビエの利活用に向けた取組を行います。</p> <p>最後に一番下になりますけれども、豚熱拡散を防ぐための取組といたしまして、主にイノシシを対象とした環境対策、防除対策、捕獲対策、これらを組み合わせて行うという取組を行ってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。本件につきましても、情報提供ということでご承知願います。ありがとうございました。</p>

<p>小林環境政策課長</p>	<p>次に、報告事項「令和4年度版長野県環境白書について」で ございます。 幹事のほうから説明をお願いいたします。</p> <p>環境政策課長の小林でございます。よろしくをお願いいたします。 それでは、令和3年度に県が講じた環境保全に関する施策の状 況等をまとめた「令和4年度版長野県環境白書」につきましてご報 告いたします。</p> <p>お手元には白書の本編と概要版をお渡ししてございますが、本 日は概要版で説明をさせていただければと思います。</p> <p>まず、この環境白書につきましては、長野県環境基本条例第11 条におきまして、知事は毎年環境の状況、県が環境の保全に関し てこうした施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表 しなければならないとされておりまして、この規定によりまして、 毎年策定して作成しているものでございます。</p> <p>また、平成30年度から令和4年度の5年間を計画期間とします 第4次長野県環境基本計画において施策の進捗状況を当審議会へ 報告することとされておりまして、</p> <p>以上を踏まえまして、1ページをご覧いただきたいと思いま す。 令和3年度の環境関係の施策体系でございまして、施策の柱は 「持続可能な社会の構築」以下6本となっております。それぞれに 関する主要施策及び主要事業については、右に記載のとおりで ございます。</p> <p>続きまして、2ページをご覧いただきたいと思いま す。 令和3年度実施しました特徴的な事業として五つを掲載さして おります。上から順番に御説明申し上げます。</p> <p>まず一つ目は、長野県ゼロカーボン戦略の策定でございま す。令和3年6月8日に戦略を策定いたしました。温室効果ガス正味排 出量を2030年度に2010年度比で6割削減、2050年度には実質 ゼロとする高い目標を掲げ、目標実現に向けて取組を進めていく ことといたしました。</p> <p>次に二つ目でございますが、COP26 関連イベントにおける取組 発信でございます。令和3年11月2日に、イギリスのグラスゴー で開催されました COP26 の関連イベントに、阿部知事がオン ラインで登壇いたしました。長野県ゼロカーボン戦略に加えまして、 脱炭素化を目指す全国知事会を通じた国と地方の連携について 世界に発信をいたしました。</p> <p>続きまして、三つ目が国際学生ゼロカーボン会議の初開催で ございます。本県とフィンランドの北カルヤラ県の教育機関が連 携しまして、気候変動や環境問題について学び合う国際学生 ゼロカーボン会議をオンラインで開催いたしました。世界44か国が参加</p>
-----------------	--

しまして、累計2,000名以上の方にご視聴いただきました。

4点目が、ライチョウ目撃情報トークアプリ「ライポス」の運用開発でございます。絶滅の危機に瀕していますライチョウに関しまして、登山者等から目撃情報を収集するアプリを開発し、運用を開始いたしました。このアプリでは、様々な情報を投稿できるほか、誰でも楽しく学べる学習コンテンツを盛り込みました。

五つ目は光害防止に関する規定の追加ということでございまして、令和3年10月に公害の防止に関する条例を一部改正しまして、光害の防止を規定しました。この改正条例では、屋外では照明器具を設置・使用する際に配慮する事項を定めたほか、サーチライト使用の原則禁止を規定したというものでございます。

3ページ以降につきましては、1ページの施策体系にあります6本の施策の柱ごとに、環境基本計画の参考指標の進捗状況を記載しております。

進捗評価につきましては二重丸が順調、そして進捗状況80%以上のものについては丸でおおむね順調、80%未満のものについては三角で努力を要すると評価しているところでございます。

3ページの持続可能な社会の構築につきましては、信州環境カレッジにつきましては受講者数が目安とした数を1,000人を上回る1万2,180人が受講し二重丸でございますが、それ以外は三角でございました。

続きまして、4ページの脱炭素社会の構築についてでございまして、六つ指標がございまして、うち三つが二重丸、三つが三角となっております。太陽エネルギーの普及などに取り組みまして、県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数は7件となったところでございます。

続きまして5ページをご覧いただきたいと思っております。生物多様性・自然環境の保全と利用についてでございまして、七つ指標がございまして、二重丸が二つ、丸が四つ、三角が一つとなっております。生物多様性長野県戦略に従いまして施策に取り組んでおりまして、生物多様性の保全活動で支援・協働した企業団体数の数は62団体となったところでございます。

続きまして、6ページの水環境の保全についてでございまして、こちらは二重丸が一つ、三角が二つとなっております。アレチウリ駆除につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、1万2,750人の方々にご参加をいただきました。今後も住民や自治体の皆様と連携して活動を推進してまいりたいと考えております。

7ページご覧いただきたいと思っております。大気環境等の保全についてでございまして、二重丸が一つ、三角が一つとなっております。道路交通騒音や鉄道騒音の調査測定を行っておりまして、自動車

騒音環境基準達成率は96.1%となりました。

続きまして8ページをご覧ください。循環型社会の形成についてでございますが、二重丸が一つ、丸が一つ、三角が二つとなっております。食品ロスの削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動」を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で協力店が閉店となるなど、登録数は866店舗ということになりました。

続きまして、9ページと10ページでございますが、こちらにつきましては、垂直ゾーニング及び水平ゾーニングということで、第4次長野県環境基本計画でお示したものを改めて掲載しているものでございます。

最後に11ページをご覧くださいと思います。環境基本計画の達成目標の進捗状況を記載しております。19の指標について、二重丸が6、三角が13となったところでございます。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。数値目標についてもしっかりと評価していただきました。

今年度標高差に着目したという新しいゾーニングについても入っていますので、大変よくまとまっているというふうに思います。

よろしいでしょうか。ご意見ありませんようですので、以上、幹事からの報告ということでご承知願います。ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

大和田委員、どうぞ。

大和田委員

環境基本計画のほうの質問ですけれども、一番上の二つがちょっと目に入ってしまって、今ちょうど表が出ていましたね、一番最後の表です。この上の二つが三角なのがどうしてなのだろうという、コロナの時期だったので、都市農村交流が減ったのはしかたがないのかなとか、けれども、一番上は別に家庭においてもできることではないかと、屋根ソーラーなどが進む一方で、こういった割合が減っているというのはなぜなのだろうと、そこをお聞きしたいなと思いました。

小林環境政策課長	<p>今お話がございました環境のためになることを実行している人の割合がなぜ減っているのかというところがございますが、なかなか詳細な分析は難しいのですけれども、今、実はもうあまり意識しなくても、そういった環境に配慮した取組に取り組んでいる、例えばマイバッグを持つであるとか、LEDに取り換えるでありますとか、再生紙を使うとありますが、実はこういった取組をされている方がこの調査票を見たときに、環境に配慮したことになる取組というところに丸をしていないのかなということも考えられるところではあります。やはり調査結果を見ますと、若者が非常に関心が低いという結果が出ておりますので、私どもとしては、今後やはり若者の方々に環境のことを訴えかけていかなければいけないかと思っております。</p> <p>都市農村交流人口につきましては、市町村に対しまして、都市と農村と交流したものを調査しているのですが、やはりコロナの影響があるかと思ひまして、本当に2017年とか2018年頃は62万2,000人ぐらい交流人口があったわけですが、それが一気に2020年度から17万、2021年度が19万8,000ということで減っておりますので、やはりこの辺はコロナの影響があったのだろうと考えられるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
大和田委員	<p>今アフターコロナということでいろいろな対策が講じられてると思ひますので、この環境ではないですけれども、やはりアグリツーリズムみたいなことで農山村に行って、そこで再生可能エネルギーがたくさん使われ、地産地消の郷土料理が食べられるみたいな、恐らく長野県はそういったことに取り組まれていると思ひますので、ぜひそういった形で、アフターコロナということでこの都市農村交流を通じて、都市部の人たちに環境に配慮したライフスタイルを広げていくと、そういったような役割も期待されているのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。</p>
梅崎会長	<p>今の御意見に関連して、一つ目の環境のためになることを実行している人の割合ということですが、これの把握の方法といひますか、調査の方法というのはどのようにされているのでしょうか。</p>
小林環境政策課長	<p>これは県世論調査協会が実施していますアンケートを使ってやっております。その一部の項目としてこういった項目があるということでございます。</p>
梅崎会長	<p>調査方法にたぶん依存していると思ひますし、先ほど若者というふうなことを言われましたけれども、その調査の方法に合っ</p>

いない場合もありますし、例えば SNS ですとか、そういう若者に合ったような方法もあるかと思しますので、今後また検討いただければと思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの件につきましても、以上、幹事からの報告ということでご承知を願います。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、本日の審議会が私ども委員の在任中の最後の審議会となりますので一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におきましては、大変多くの貴重な御意見をいただきました。その結果、数多くの今年度は答申案をまとめることができました。その中でも環境基本計画の取りまとめというのもありました。しっかりとご意見を反映してまとめていただけたものと思います。

さらに、次期総合5か年計画の項目におきましては、この委員会で委員の皆様がたびたびおっしゃられておりました「信州らしさ」「信州ならではの」というようなことを踏まえまして、各項目に信州の特色、強みということで反映していただいたとっております。そういう意見もしっかりと取り入れていただけたと思います。

本年度は議事の進行等ご協力ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、議長の務めを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

次に、猿田環境部長から挨拶を申し上げます。

猿田環境部長

ただいま、梅崎会長からご挨拶を頂戴いたしました。ありがとうございました。

委員の皆様には、令和3年4月から2年間、長野県環境審議会委員としてお務めをいただきました。この間に開催しました審議会は11回ということで、県が設けている審議会の中で、恐らく際立って回数が多い審議会だったとっております。

その審議会の中で、梅崎会長におかれては、この審議会の意見を一つにまとめていただくということ、それから私ども事務局の至らない点を補っていただいて、審議会の運営に円滑に進めていただいたこと、大変ありがたく思っております。

皆様にも、お忙しい中お時間の都合をつけていただきまして、熱心にご議論いただいたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

<p>司会</p> <p>一同</p>	<p>振り返りますと、2年前と比べると、オンラインでの会議方式が当たり前になったり、またコロナ禍のステージも2年前に比べるとだいぶ今は緩和されてきたということで、この2年間の間にも、世の中がだいぶ変わったなと思っております。</p> <p>2年間の間に扱っていただいた案件、先ほど会長からもお話ありました環境基本計画をはじめ、ゼロカーボン戦略、それから半世紀ぶりに改定したという県立自然公園の計画、さらには本日もありました鳥獣保護に関する諸計画、あるいは水質・湖沼類型の見直しなど非常に多岐にわたっております、環境部長が言っているのかちょっとあるのですが、実は環境という概念が人それぞれ受け取り方が違いますし、おそらく極めて広い概念ということで、それゆえ、この審議会の持つ意味合いは大きかったなというふうに思っております。</p> <p>諸計画をお認めいただいて、要は計画はつくれば終わりではなくて、そこから先、実行して行動して初めて価値があるものだと思います。私どももそういったつもりで答申をいただいた計画をものにしていきたいと考えておりますので、引き続き、それぞれのお立場からのご支援、ご助言、ご協力をいただければありがたいと思っております。</p> <p>皆様のますますの今後のご活躍、ご健勝をお祈りいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。</p> <p>それでは梅崎会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、多大な時間をかけていただき、県に対しての建設的で有意義なご助言を多くいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で本日の審議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
---------------------	---